

協議第10号 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて提出する。

平成15年11月25日提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

条 例、 規 則 等 の 取 扱 い に つ い て

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された協議項目の調整内容に基づき、別紙「菊池北部四市町村合併に関する条例・規則等の整備方針」により整備するものとする。
--

平成15年12月24日 確認

菊池北部四市町村合併に関する条例・規則等の整備方針

新設合併の場合、関係市町村(菊池市、七城町、旭志村及び泗水町)は、合併によって消滅するため、従来の1市2町1村の条例、規則等も失効することになる。そのため、新市において新たに条例、規則等を制定し、施行する必要がある。

したがって、新市の設置に伴う条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された協議項目、各種事務事業等の調整、確認内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

【施行の方法による区分】

1 即時施行:

合併と同時に新市の市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行する必要があるもの

- (1) 条例……………制定権者(市長職務執行者)の専決処分により制定し、施行する。(地方自治法第179条第1項)
- (2) 規則、要綱、その他…制定権者(市長職務執行者等)の職権により制定し、施行する。(地方自治法第15条第1項)

2 漸次施行:

合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

- (1) 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等)
- (2) 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの

3 暫定施行:

一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

新市の条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則等を新市の条例、規則等として引き続き施行させる必要がある場合(地方自治法施行令第3条)

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		条例、規則等の取扱い				関 係 項 目	
調 整 の 内 容		条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された協議項目の調整内容に基づき、別紙「菊池北部四市町村合併に関する条例・規則等の整備方針」により整備するものとする。					
		現				況	
市 町 村 名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	例 規 集 總 目 次	第1編 総規 第2編 議会 第3編 執行機関 第4編 人事 第5編 給与 第6編 財務 第7編 教育 第8編 厚生 第9編 産業経済 第10編 建設 第11編 水道 第12編 消防 第13編 その他	第1章 通則 第2章 選挙 第3章 議会・監査 第4章 執行機関 第5章 職員 第6章 給与 第7章 財務 第8章 税・税外収入 第9章 防災 第10章 教育 第11章 住民 第12章 産業・経済 第13章 建設 第14章 規約 第15章 その他	第1章 通則 第2章 選挙 第3章 議会 第4章 執行機関 第5章 職員 第6章 給与 第7章 財務 第8章 税・税外収入 第9章 防災 第10章 教育 第11章 民生 第12章 産業・経済 第13章 建設 第14章 その他	第1類 通規 第2類 議会・選挙 第3類 組織・処務 第4類 人事 第5類 給与 第6類 財務 第7類 教育 第8類 厚生 第9類 産業 第10類 建設 第10の2類 公営企業 第11類 防災 第12編 雑則		
	例 規 集 登 載 数	条例 171 規則 167 その他 252 現行590件 (平成15年7月2日現在)	条例 144 規則 140 その他 165 (平成15年4月1日現在)	条例 130 規則 129 その他 103 (平成15年4月1日現在)	条例 139 規則 164 その他 233 (平成15年10月1日現在)		
	法 令 審 査	法令審査会の制度はなく、現在は各担当課において、担当者が起案し、人事課(行政係)と合議のうえ、決裁を取っている。事前に素案検討の要請があれば、行政係で点検している。 基本条例等の市全体に大きく影響する条例等は、県、有識者、法制経験者(職員)に意見を聞くほか、パブリックコメント手続き要綱に基づき市民の意見を求める。	法令審査会の制度はなく、現在は各担当課において、担当者が起案し、課長決裁を経て総務課例規担当者と合議のうえ、総務課長、助役、町長と決裁を取っている。 条例の制定については、七城町さわやか行政審議会に諮問を行うこととしている。	法令審査会の制度はなく、現在は各担当課において、担当者が起案し、課長決裁を経て総務課例規担当者と合議のうえ、総務課長、助役、村長と決裁を取っている。	泗水町法令審議会 ・助役 ・収入役 ・各課長並びに職員のうちから町長が命ずる者		

条例、規則等の取扱いについて(資料)

新設合併による条例、規則等の制定手続の流れ(参考)

